

平成 28 年度 第 1 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 4 月 8 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2. 開催場所：和水町三加和公民館 2 階研修室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（19 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	7 番	戸上 誠一	8 番	小森田義弘
	1 0 番	吉田 広志	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾
	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸	1 6 番	池田 浩二
	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳	2 0 番	上田 憲一
	2 1 番	徳永 志誠	2 2 番	高木 義則		

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（4 名）

6 番	上妻美津子	9 番	浦部 貞彦	1 5 番	杉村 幸敏
1 9 番	古田 博				

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 和水町農業委員会事務局職員の任免について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 1 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 19 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、平成 28 年度第 1 回の農業委員会総会皆様ご苦労さまでございます。先月は 30 日に開催し本日まで 10 日後の開催になり農業委員会法の改正に併せまして本日の開催となりました。 4 月 1 日に人事異動があり、 が社会教育課へ新たに が商工観光課から農業委員会へ出向していただきました。事務局も一生懸命やっていますので、よろしくお願いしたいと思います。また、本日は午後 5 時 30 分から を予定しております。 皆様方お忙しい中にご出席でございますのでスムーズな進行ができますようよろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。
議 長（蒲 池）	4 議事録署名人の氏名 議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲池） それでは、本日の議事録署名委員は、18 番 松村勝徳委員、21 番 徳永志誠委員にお願いいたします。

5 議 事

議長（蒲池） それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「和水町農業委員会事務職員の任免について」を議題といたします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局（石原） はい、失礼します。1 ページでございます。議案第 1 号「和水町農業委員会事務職員の任免について」でございます。農業委員会等に関する法律第 20 条の第 3 項の規定に基づき職員の任免は、農業委員会が行うことになっております。4 月 1 日付けで、人事異動がありましたので、事後承認ということになりますけれども、今回、議案として提案させていただいております。それでは、読み上げます。

事務吏員 ■■■■■ 農業委員会事務局庶務係を解き、町長部局へ
出向を命ずる

事務吏員 ■■■■■ 町長事務局より出向を受け入れ、農業委員会事務局庶務係を命ずる

以上でございます。承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（蒲池） はい。ありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明がありました。3 月 28 日に、人事異動の内示がございました。4 月 1 日付け発令ということでございますので、今回の総会に提案ということでございます。

この議案に対して承認される方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長（蒲池） はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって議案第 1 号は、承認することに決定いたします。

今回の人事異動で農業委員会を離れることになられた、■■■■■におかれましては、新しい部署で頑張ってもらいたいと思います。今回の人事異動で

農業委員会に來られた、■■■■には、農業委員会事務局職員として、和水町の農業・農政が発展していくように頑張っていってもらいたいと思います。

それでは、農業委員会に來られました、■■■■から、ひと言、挨拶をお願いします。

事務局(庄 山)

皆さん、改めまして「こんにちは」。この度の4月1日付の人事異動で商工観光課から農業委員会へ配属になりました■■■■と申します。■■■■出身でございます。農業委員会は初めてでございますので、今は、何もわからない状態であります。皆様にご指導をいただきながら頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議 長(蒲 池)

はい。ありがとうございました。■■■■にはしっかりと頑張ってもらいたいと思います。次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(石 原)

失礼します。2ページでございます。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後に一括してご説明させていただきます。

まず始めに、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「東吉地の■■■■」、譲受人「東吉地の■■■■」、土地の所在「東吉地字彦田■■■■、田、1,053 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「14,288 m²」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」、申請理由は「交換」でございます。

整番2 譲渡人「東吉地の■■■■」、譲受人「東吉地の■■■■」、土地の所在「東吉地字高倉■■■■、田、1,204 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「17,019 m²」、農作業に従事する者「3名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」、申請理

由は「交換」でございます。

次に、3 ページでございます。使用貸借権設定の案件になります。

整番 1 貸渡人「東吉地の■■■■■」、借受人「同所の■■■■■」、土地の所在「東吉地字高倉■■■■■、田、1,204 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、同世帯のため所有権移転の整番 1 に同じでございます。申請理由は農業者年金を引き続き受給するため、整番 2 で交換された農地を後継者に「使用貸借」されるものでございます。

以上の 3 件の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、全ての案件とも、取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、全ての案件とも基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。全ての案件とも農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。全ての案件とも、取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまます。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきましては、14 番北原委員の報告をお願いします。

1 4 番（北 原）

はい。整番 1 について、14 番北原が説明いたします。

4 月 6 日に、深草委員と私、事務局で現地確認に行つてまいりました。

申請地は、寿司丁の道向かいになります。現況は耕耘してありました。

今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長（蒲 池）

はい。ありがとうございます。続きまして、整番 2 及び使用貸借権設定の整番 1 につきましては、17 番深草委員の報告をお願いします。

17番(深 草)	はい。整番2及び使用貸借権設定の整番1について、17番深草が説明いたします。 4月6日に、北原委員と私、事務局で現地確認に行っていました。 申請地は、イワキコーティング工業南側のほ場整備田になります。現況は耕耘してありました。今後も、農地として管理されるということです、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議 長(蒲 池)	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号の案件について皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。 何かございませんでしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長(蒲 池)	ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第2号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 「挙手全員」
議 長(蒲 池)	はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号の案件については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局(石 原)	整番1、貸人「山十町の■■■■■」、借人「山十町の■■■■■」、土地の所在地「上十町字下平■■■■■」、田、438㎡ 他1筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年5月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「66歳」、経営面積「29,730㎡」、農作業従事日数「250日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、新規設定でございます。 整番2、貸人「上十町の■■■■■」、借人「上十町の■■■■■」、土地の所在地「上十町字山王原■■■■■」、田、2,246㎡」、利用内容「水稻」、期間「平成28年5月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業

経営状況、年齢「59 歳」、経営面積「14,774 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「トマト、水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 3、貸人「山十町の[]」、借人「山十町の[]」、土地の所在地「山十町字坂本 []」、田、680 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 1 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 4、貸人「中十町の[]」、借人「中十町の[]」、土地の所在地「中十町字古園 []」、田、102 m² 他 3 筆」、利用内容「いちご」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 20,000 円」、借り手の農業経営状況は、年齢「61 歳」、経営面積「17,494 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「いちご」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

6 ページでございます。

整番 5、貸人「山鹿市の[]」、借人「野田の[]」、土地の所在地「野田字後田 []」、田、453 m² 他 6 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 90 kg」、借り手の農業経営状況は、年齢「71 歳」、経営面積「40,895 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、新規設定でございます。

整番 6、貸人「和仁の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「和仁字和仁渕 []」、田、1,063 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、年齢「71 歳」、経営面積「14,634 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「いちご・水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

整番 7、貸人「和仁の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「和仁字太郎丸 []」、田、487 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 8、貸人「和仁の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地

「和仁字前田 ■■■■■、田、136 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 5 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

以上でございます。

議長（蒲 池） ただ今、事務局から議案第 3 号の説明がありました。何か、ご質問ございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。

6 報 告

これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。7 ページでございます。
中途解約通知が 2 件提出されておりますので、ご報告いたします。
以上が報告でございます。

7 その他

議長（蒲 池） 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局（石 原） 失礼します。8 ページでございます。
1）次回総会日 平成 28 年 5 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分から和木

町役場本庁 3 階大会議室で行います。

2) くまもと農業・最適化推進運動について渡邊係長が説明いたします。

事務局(渡 邊)

失礼いたします。お手元のパンフレットにて説明いたします。ここが変わる農委・農地制度ということで 4 月 1 日から改正農地法で新たに制度が変わっております。改正のポイント等 2 ページ以降に書いてあります。第 1 に農地等利用の最適化の推進が法的に位置づけされました。まず農地の集積すること。農地利用最適化推進員はまだ当町においてはおられません。仕事上は、最適化推進員の業務は農業委員さんでやっていただくことになります。担い手への農地の集積及び耕作放棄地の発生防止、解消新規参入の促進が農業委員としての仕事になります。農業委員の選出方法ですが、皆さんは公選制で選挙によって選ばれた委員になります。今度改選する場合は、任命制による選出になります。町長に対して応募していただいて応募したから町長が選任することとなっています。地区から農業委員として出ていられると思うのですが、地区割り等も今後考えていかなければならないと考えています。農業委員の数が最高 19 人になります。地区から出ていただく農業委員さん女性農業委員さん農業に全然関係のない農業委員さん例えば商工会、学校の先生とか関係のない人も入れないといけないこととなっています。今までの地区割りとの関係を変えないといけないようです。地区割りについては、現農業委員さんからの意見を聞きながら農業委員会としてはこういった考えで行こうと今年度中に検討することとなります。

また、現在農業生産法人の名称が農地所有適正化法人へ名称が変更になります。農地保有が名前でわかるようになりました。

また、農地転用制度ですけれども今回毎月 10 日の総会開催日の変更に関係いたします。

事務局(石 原)

3) 平成 28 年度農作業等標準労働賃金検討委員の選出について

各校区から 1 名選出していただきますようお願いいたします。会議後で結構ですので事務局へ届出ください。

以上です。

議 長(蒲 池)

他に何かありませんでしょうか

それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 1 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 18 番

署 名 委 員 21 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚